平成３０年６月５日

平成３０年９月８日（土）

司法書士による
「全国一斉養育費相談」（電話無料相談）
を実施します

長 野 県 司 法 書 士 会
会長　室　賀　真喜男
長野県青年司法書士協議会
会長　柴　田　智　行

長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会は、全国青年司法書士協議会との共催により、下記の要領にて司法書士による「全国一斉養育費相談」（電話無料相談）を実施いたします。

◆日　　時：平成３０年９月８日（土）　１０：００～１６：００
◆電話番号：０１２０－５６７－３０１（フリーダイヤル）
◆相 談 料：無　料（電話による無料相談です）
◆相 談 例：養育費の話し合いをしないまま離婚したけど、今から払ってもらえますか？
今までは養育費を支払ってくれていたのに、急に支払われなくなった。
養育費を減額／増額してほしい。　　etc.
◆問合せ先：長野県司法書士会（TEL：０２６－２３２－７４９２）

現在、わが国では貧富の格差が拡大しており、生活保護受給者数は過去最多を更新しています。また、子どもの貧困に関する「子どもの貧困率」は１３．９％、子どもがいる現役世帯のうち大人が１人の世帯の相対的貧困率は５０．８％にも上っています（平成２８年度国民生活基礎調査）。

実に、子どもの７人に１人が貧困状態、ひとり親世帯の２世帯に１世帯が貧困状態です。

さらに、離婚母子家庭において「養育費の取り決めをしている世帯」は４２．９％に過ぎず、「養育費を現在も受給している世帯」は２４．３％という大変低い数値となっており（平成２８年度全国ひとり親世帯等調査より）、このような養育費の状況が子どもの貧困を助長しているものと考えられます。なお、わが国では協議離婚が離婚の９割を占めますが、協議離婚の場合には養育費の取り決めをしなくても離婚できる制度となっており、取り決めがあったとしても、さまざまな要因で支払を受けられないという現状があります。

そこで、私たち司法書士は、子どもたちを貧困から救うには、養育費の支払や養育費の取り決めのために、積極的な法的支援をすべきと考えました。具体的には、養育費の取り決めのない場合には法的に有効な取り決めをできるように当事者を支援し、取り決めのある場合には支払を受けられるよう法的な支援をしていくことです。このような趣旨により、「全国一斉養育費相談」（電話無料相談）を実施します。今回の相談会を通じ、貧困に陥り困窮する子どもへの法的支援を行うとともに、貧困問題に関し、現場から声を拾い上げ、その声を行政や社会に届けていきたいと考えています。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 本リリースに関する問合せ先 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

長野県司法書士会広報担当理事 小林竜朗（TEL：0268-22-8110 FAX：0268-22-8420）

＊なお、相談会の主旨および内容に関する詳細については
長野県司法書士会社会問題対策担当理事　松本陽（TEL：026-217-5305　FAX：026-217-5306）